（研究公正推進室及び競争的研究費調整室並びに放射光施設推進専門官）

第五十条　［略］

2～4　［略］

5　競争的研究費調整室に、室長及び競争的研究費調査官三人を置く。

6・7　［略］

（計算科学技術推進企画官、学術基盤整備企画官、情報科学技術推進官、大規模データ利活用推進専門官及びナノテクノロジー推進専門官）

第六十一条　研究振興局に、計算科学技術推進企画官、学術基盤整備企画官、情報科学技術推進官、大規模データ利活用推進専門官及びナノテクノロジー推進専門官それぞれ一人を置く。

2～6　［略］

［項を削る。］

（国際文化交流室及び興行入場券流通対策専門官）

第八十一条　文化経済・国際課に、国際文化交流室及び興行入場券流通対策専門官一人を置く。

［項を削る。］

［項を削る。］

2～5　［略］

（地域日本語教育推進室及び日本語教育推進室並びに日本語教育調査官、日本語教師養成専門官及び日本語教育評価専門官）

第八十二条　国語課に、地域日本語教育推進室及び日本語教育推進室並びに日本語教育調査官、日本語教師養成専門官及び日本語教育評価専門官それぞれ一人を置く。

2　地域日本語教育推進室は、地域における外国人に対する日本語教育に関する事務（外交政策に係るもの並びに総合教育政策局及び高等教育局並びに日本語教育推進室の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

3　［略］

4　地域日本語教育調整専門官は、地域における外国人に対する日本語教育に関する専門的事項についての調整、指導及び助言（外交政策に係るもの並びに総合教育政策局及び高等教育局並びに日本語教育推進室の所掌に属するものを除く。）に当たる。

5　日本語教育推進室は、日本語教育機関における外国人に対する日本語教育及び日本語教師の資格に関する仕組みに関する事務（外交政策に係るもの並びに総合教育政策局及び高等教育局の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

（研究公正推進室及び競争的研究費調整室並びに放射光施設推進専門官）

第五十条　［同上］

2～4　［同上］

5　競争的研究費調整室に、室長及び競争的研究費調査官四人を置く。

6・7　［同上］

（計算科学技術推進企画官、学術基盤整備企画官、情報科学技術推進官、大規模データ利活用推進専門官、ナノテクノロジー推進専門官及び元素戦略専門官）

第六十一条　研究振興局に、計算科学技術推進企画官、学術基盤整備企画官、情報科学技術推進官、大規模データ利活用推進専門官、ナノテクノロジー推進専門官及び元素戦略専門官それぞれ一人を置く。

2～6　［同上］

7　元素戦略専門官は、命を受けて、参事官のつかさどる職務のうち希少な元素の代替及び循環に関する研究開発の推進に係る専門的事項についての企画及び立案に関するものを助ける。

（文化芸術活動基盤強化室及び国際文化交流室並びに興行入場券流通対策専門官）

第八十一条　文化経済・国際課に、文化芸術活動基盤強化室及び国際文化交流室並びに興行入場券流通対策専門官一人を置く。

2　文化芸術活動基盤強化室は、経済の振興に資する見地からの文化の振興に関する基本的な施策のうち、文化芸術に関する創造的活動を行う者、伝統芸能の伝承者、文化財等の保存及び活用に関する専門的知識及び技能を有する者、文化芸術活動に関する企画又は制作を行う者、文化芸術活動に関する技術者、文化施設の管理及び運営を行う者その他の文化芸術を担う者の文化芸術に関する活動の基盤の強化に関するものの企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。

3　文化芸術活動基盤強化室に、室長を置く。

4～7　［同上］

（地域日本語教育推進室並びに日本語教育調査官、日本語教師養成専門官及び日本語教育評価専門官）

第八十二条　国語課に、地域日本語教育推進室並びに日本語教育調査官、日本語教師養成専門官及び日本語教育評価専門官それぞれ一人を置く。

2　地域日本語教育推進室は、地域における外国人に対する日本語教育に関する事務（外交政策に係るもの並びに総合教育政策局及び高等教育局の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

3　［同上］

4　地域日本語教育調整専門官は、地域における外国人に対する日本語教育に関する専門的事項についての調整、指導及び助言（外交政策に係るもの並びに総合教育政策局及び高等教育局の所掌に属するものを除く。）に当たる。

［項を加える。］